



News 2月号

News 2月号

☆平成 30 年分確定申告提出期限☆

今年も確定申告の時期となりました。申告および納税期限は、下記のとおりです。

- ・所得税及び復興特別所得税：2月18日～3月15日
- ・消費税：1月4日～4月1日
- ・贈与税：2月1日～3月15日

所得税及び復興特別所得税の還付申告については既に受付が始まっています。

なお、自動振替による納税を申請されている場合の振替予定日は、所得税及び復興特別所得税が

4月22日、消費税が4月24日です。この制度は、申告期限内に振替納税の申請をすれば、今回の申告納税分より適用となります。

また、個人確定申告による納税も国税クレジットカードお支払いサイトでクレジットカード納付は可能ですが、別途決済手数料が必要となります。

納付税額	決済手数料 (税込)
1円～10,000円	82円
10,001円～20,000円	164円
20,001円～30,000円	246円
30,001円～40,000円	328円
40,001円～50,000円	410円
以降10,000円を超えるごとに決済手数料82円が加算されます。	

振替納税の手続きをすでに取りられている方がクレジットカード納付に変更する場合には、税務署へ振替納税をとりやめる手続きが必要となります。とりやめた場合は、次回以降の納税は、納付書又はクレジットカード払いによる納付のみとなります。

☆仮想通貨交換による確定申告☆

ビットコイン等の仮想通貨を使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、**雑所得**となり確定申告が必要となります。

平成30年(2018年)分の確定申告から、国内の各仮想通貨交換事業者から年間取引報告書が利用者に交付されることになりました。

計算に必要な書類となりますので、提出をお願い致します。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

楽しい飲食

私のフェイスブック(以下「FB」という)をご覧になっている方からは、「毎日、楽しそうにワインや日本酒を飲み、美味しそうな食事をしてるね!」と言われます。

あまり仕事に関することをFBに載せていない、あるいは載せていても気づいてくれないため、毎日飲み歩いているように思われています。

しかし、決して毎日ではありません。週に数回です!毎日仕事もしているし、定期的に研修にも出ています。誤解のないようお願いしますね。

ただ、気が合う人たちとお酒を酌み交わし、美味しい食事をするのは最高の幸せです。生きててよかったと感じる瞬間です。

休肝日も月に10日はつくっております。これでも体調管理には気を使ってるつもりです。健康でなければお酒は飲めませんからね。

また、そのお酒の味を本当に知りたくて、ワインの資格や日本酒の資格も取りました。そのおかげで、たくさんの酒飲み仲間ができました。

でも、もう若くないので程々にしないと、と思っはいます。(笑)

ワイン検定

日本ソムリエ協会(会長:田崎真也)主催による「ワイン検定(ブロンズクラス)」を4/6(土)と4/7(日)に当事務所において実施します。ご興味のある方は2/28(木)までに飯島にメールをください。詳細をお送りいたします。〈定員10名〉

もちろん、講師は私、飯島です。いずれか都合の良い日をお選びください。時間は14時からです。

※協会より事前にテキストが送られ、試験当日に90分間の講習を受けた後、受験となります。

昨年3回実施しましたが、受験した方はいずれも高得点で合格しています。合格しますと協会より「認定カード」と「認定バッジ」が授与されます。

レストランやお店でワインを選ぶのが楽しくなりますよ!

ちなみに6月と9月にも開催します。

今月の一言

『どこかで、誰かが、必ず、あなたを見ている。

良いことも、悪いこともよ!』

ラモス・ルイ(元サッカー日本代表)のお母様が息子のラモスさんに送った言葉です。

すごく説得力があり、解りやすい言葉ですね。